

東京圏から**香川**に移住し、
就業等をされた方へ
最高100万円(2人以上の世帯)
を支給します。

東京23区(在住者又は通勤者)から香川県へ移住し、要件を満たす方に、移住先の市町から移住支援金を給付します。

【各相談窓口】

1 移住支援金に関するお問い合わせについて(☆は申請窓口)

相談先団体名	所在地	連絡先
香川県政策部地域活力推進課	高松市番町四丁目1番10号	087-832-3125
香川県内市町移住・定住担当部署(☆)	下記サイトの「市町一覧」をご確認ください https://www.kagawalife.jp/know/city	同左
香川県東京事務所 香川県東京人材Uターンコーナー	東京都千代田区平河町2丁目6番3号	03-5212-9100
NPO法人ふるさと回帰支援センター うどん県・かがわ暮らし相談コーナー	東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館8階	080-2125-1634

2 移住支援事業の対象とする就業先としてjobナビかがわに掲載している求人の情報について

相談先団体名	所在地	連絡先
ワークサポートかがわ (香川県就職・移住支援センター)	高松市サンポート2-1 マリタイムプラザ高松2階	087-802-4800

3 起業等スタートアップ支援補助金(地域課題解決型)について

相談先団体名	所在地	連絡先
香川県商工労働部産業政策課	高松市番町四丁目1番10号	087-832-3353

【香川県移住支援金制度の概要】

1 移住支援金の対象となる方

①～④のすべてに該当する方が対象となります。

- ① 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区への通勤をしていたこと。（就職前の東京23区内の大学等通学期間も対象※）
- ② 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（就職前の東京23区内の大学等通学期間も対象※）
- ③ 転入先の市町に移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。
- ④ 次の（ア）～（オ）の就業等の要件のいずれかを満たす方
 - （ア）県が本事業の対象とする就業先としてj o bナビかがわに掲載している求人就業する方。
 - （イ）専門人材として、香川県プロフェッショナル人材戦略拠点を実施するプロフェッショナル人材事業又は国が実施する先導的 人材マッチング事業を利用して就業する方。※
 - （ウ）所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した者あって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う方。※
 - （エ）本県への移住前から市町や地域の人々と関わりを有する者であって、市町が個別に本事業における関係人口と認める方。※
 - （オ）起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）交付要領に基づく交付決定を受けた方。

※印の要件は、令和3年4月1日以降で、各市町要綱の施行日以降に転入した者に適用。

2 対象となる移住先

高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町

ただし、

- ・土庄町及び小豆島町は、Uターン移住者のみが対象（I・Jターンは対象外）
- ・1④（ウ）の要件による移住は、坂出市を除き対象。1④（エ）の要件による移住は、三木町のみが対象。

3 移住支援金額

2人以上世帯の場合：100万円 単身世帯の場合：60万円

4 申請できる期間

各年度4月から2月末日まで（3月は申請不可）

- 1④（ア）（イ）⇒就業してから3か月経過後かつ転入した日から3か月以降1年以内の期間
- 1④（ウ）（エ）⇒転入後3か月以降1年以内の期間
- 1④（オ）⇒起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）の交付決定日以降1年以内かつ移住した日から3か月以降1年以内の期間

5 申請方法

申請書と必要書類を添えて、市町移住・定住担当部署に申請してください。

★ 要件が市町によって異なる場合がありますので、必ず移住先の市町へ確認をお願いします。

★ 以上の内容は概要を示したものであるため、本事業の詳細については「移住支援金支給条件詳細」をご確認ください。

【お問合せ】 香川県政策部地域活力推進課

TEL:087-832-3125、FAX: 087-831-1165

Eメール：chiiki@pref.kagawa.lg.jp

かがわ移住ポータルサイト

かがわ暮らし

検索

